洛西配水場　空調機取替（その２）

仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
□適用	☑適用外

第１　総則

１　適用範囲

この仕様書は、京都市上下水道局（以下、「発注者」という。）水道部の事業所等の発注する「作業」に適用する。

「作業」とは、建設改良工事外の点検整備、土砂浚渫、緑地維持管理、建物清掃その他修繕・委託等をいう。

「作業」は、作業一般仕様書、特記仕様書、費用内訳書及び添付図面（以下「仕様書等」という。）並びに契約書に従い履行しなければならない。

２　疑義

仕様書等に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

３　法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

４　単位

適用する単位は、国際単位系（SI）を標準とする。

５　受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

⑴　作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。
⑵　品質管理に伴う各種の試験及び検査に必要な費用。
⑶　発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。
⑷　官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。
⑸　その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

６　官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへの届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

７　作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

⑴　受注者が発注者の指示に従わないとき。
⑵　受注者に本作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。
⑶　その他必要が生じたとき。

８　仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

9　水及び電力

作業に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は局職員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

10　提出書類

⑴　着手時

受注者は作業の着手前において、次の書類を局職員の指示に従い提出しなければならない。

労働保険関係成立等証明願等（労働者災害補償保険及び雇用保険）　　１部（提示可）

※労働保険料申告書（事業主控）、労働保険料納付書（領収証書）、労働保険料等口座振替結果のお知らせのいずれかでもよい。

⑵　部分払請求時

受注者は、部分払請求時に既済部分の確認できる書類を局職員の指示に従い、提出しなければならない。

⑶　完了時

受注者は、作業終了後速やかに、次の書類を局職員の指示に従い作成し、提出しなければならない。

ア　完成通知書　　２部

イ　完成図書（作業報告書）　　１部

ウ　産業廃棄物関連書類（対象となる場合）　　１部

11　就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで（午後０時から午後１時までを除く）とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けなければならない。

12　保護養生

受注者は、作業の履行に当たり、既設移設を汚損又はこれらに損傷を与える恐れがあるときは、適切な保護養生を行わなければならない。

13　安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

⑴　労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行わなければならない。

⑵　施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければならない。

⑶　作業中は必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理整頓を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。

⑷　発注者は、必要に応じて、業務に従事する者の検便検査結果、その他の衛生検査結果提出を求めることがある。

14　環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和６２年３月３０日改正建設省経機発第５８号）、関連法令及び仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

15　臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに局職員に通知しなければならない。天災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

16　測定

⑴　受注者は、仕様書等に従い測定を行うときは、校正有効期限内の測定機器を用い、測定機器名、測定者、校正有効期限及び測定を行った日付等を併せて報告しなければならない。

⑵　受注者は、局職員の指示があった場合、測定機器について国家標準につながる校正を行ったことを示す証明書を報告書に添付しなければならない。

17　支給材料の取扱い

発注者から支給する材料は、仕様書等に定められたとおり使用しなければならない。

なお、支給品は受注者の責任において管理し、管理不十分のため使用不能となった場合には、受注者の負担とする。

18　材料の規格

使用材料は、全て、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）などに適合しなければならない。また、JIS相当品など同等又はこれより適格な材質のものがあれば局職員の承諾を得て、使用することができる。

19　産業廃棄物

作業において発生した産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分しなければならない。また、当該廃棄物については、電子マニフェスト又は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）により適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に原本を提示し、確認を受けること。

なお、最終処分が完了したことの証明が完成検査の日までに間に合わない場合は、「マニフェスト提示誓約書」を提出すること。

20　過積載防止処置等

違法な過積載運行を防止するため、受注者は以下を遵守しなければならない。

なお、再委託等の受託者にも十分に指導しなければならない。

⑴　積載重量制限を超えて土砂等を積み込んではならない。また、積み込ませてはならない。

⑵　さし枠装着車、不表示車に土砂等を積み込んではならない。また、積み込ませてはならない。

⑶　過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにしなければならない。

⑷　取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じなければならない。

⑸　建設発生土の処理、骨材の購入等に当たって、処理に関わる事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにしなければならない。

21　契約不適合責任

⑴　完成検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、整備目的物に欠陥・不備が発見されたときは、発注者が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。

なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。

⑵　受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

22　資材・労務等の調達

作業に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めなければならない。

23　検査

発注者は、仕様書等に基づき、次に掲げる検査の全部又は一部を実施する。

⑴　部分検査

受注者は、部分払いの請求を行った場合、必要に応じて局職員及び受注者立会いのうえ部分検査を受けなければならない。

⑵　完成検査

受注者は、作業終了後、必要に応じて局職員及び受注者立会いのうえ完成検査を受けなければならない。

⑶　随時検査

必要に応じて受注者立会いのうえ、局職員による検査を実施する。

⑷　その他必要な検査

24　社会保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、局職員の指示のもと、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立等証明願等を提出しなければならない。

第２　細則

１　作業概要

本作業は、洛西配水場の２階に設置された空調機の取替えを行うものである。

なお、取替えに当たって必要な付帯作業を含むものとする。

２　作業場所

西京区大枝東長町３番地６１　　洛西配水場

３　完成期限

令和９年３月１５日とする。

４　対象設備

業務用エアコン（既設）

機　種		ＰＫ－ＲＰ５６ＫＢ
電　源		三相２００Ｖ　６０Hz
能　力	冷房定格	５．０ｋＷ
	暖房定格	５．６ｋＷ
製　造　者		三菱電機株式会社
製　造　年		平成２３（２０１１）年
製造番号	室内機	ＰＫ－ＲＰ５６ＫＡ５
	室外機	ＰＵＺ－ＥＲＰ５６ＫＡ３
数　量		１台

５　作業内容

本作業で行う内容は次のとおりである。

なお、使用する機器や材料の納品に当たっては事前に使用材料の品質を証明する書類を局職員に提出し、承諾を得ておくこと。また、使用前には局職員に確認を申し出ること。その他疑義のある場合は局職員に確認を申し出ることとし、必要に応じ協議を行うこと。

⑴　撤去作業

４に記載の既設対象設備を撤去すること。

⑵　空調機設置

冷房定格４．０ｋＷ、暖房定格４．５ｋＷの能力の空調機を設置すること。

ただし、三相２００Ｖ　６０Hz電源に対応するものとする。

⑶　配管工事

冷媒管、ドレン管及び外部配管のスリムダクトは既設を再利用とする。

⑷　撤去物処分

撤去した空調機はフロン排出抑制法に則って適切に処分すること。

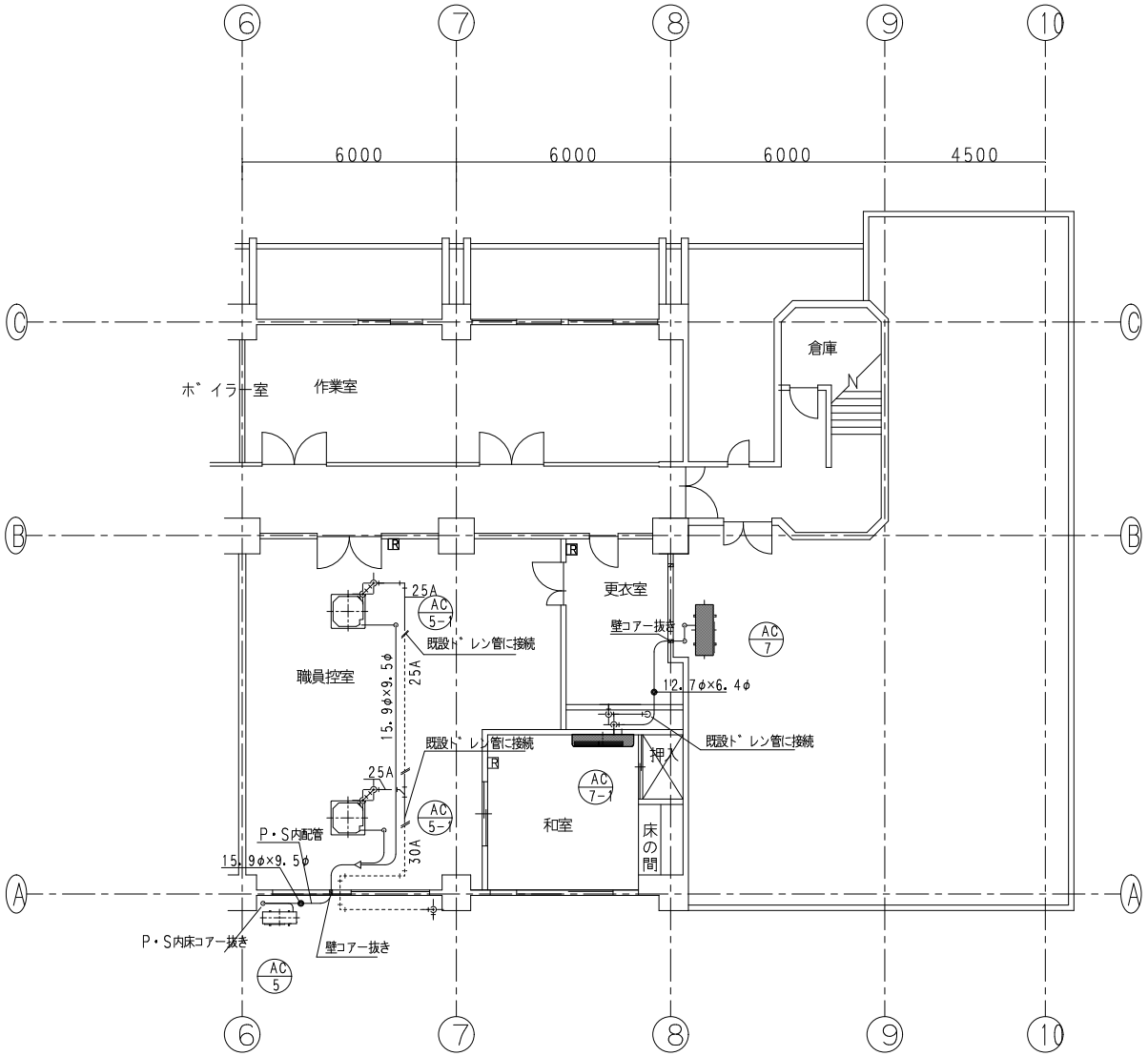
６　その他注意事項

⑴　取替後、試運転を行い、支障のないことを確認すること。

⑵　取替えに必要なものは、受注者にて負担すること。

⑶　既設空調機の冷媒ガスは回収・破壊処理を行い、証明書を提出すること。

⑷　作業場所及びその付近は、常に整理整頓し作業終了後は後片付け及び清掃を行うこと。



：施工対象箇所

発注年度	令和8年度		
所属名	京都市上下水道局　水道部施設管理事務所		
工事名	洛西配水場　空調機工事（その2）		
図面名	2階　平面図		
縮尺	NON	図面番号	1